

ひとり親家庭等 医療費助成制度

ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。

《対象者》

18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方(生計同一者全員が所得税非課税者、事実婚ではない等受給条件があります)

■医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…500円/日(医療機関ごとに月4日まで)
※月5日以降は自己負担がありません。
- 入院…500円/日(医療機関ごとに月14日まで)
※月15日以降は自己負担がありません。

■更新手続き

8月以降の資格認定には更新手続きが必要です(受給者証の有効期限は毎年7月31日まで)。該当する方は必要書類等を用意し、保険医療課医療保険年金係か各支所窓口係で手続きを行ってください。
※該当すると思われる一部の方には、6月下旬に申請手続きの案内を送付しています。

《申請時必要書類等》

- 健康保険証(本人、子どもの名前が入ったもの)
- 印鑑
- 児童扶養手当の証書または遺族年金証書(受給者のみ)

☎ 保険医療課 医療保険年金係 担当:三宅
☎・お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、以下の基準に該当する場合は、放送受信料の全額、または半額が免除されます。

■全額免除

世帯構成員全員が市民税非課税の場合

■半額免除

以下のいずれかに該当する方が、世帯主で受信契約者の場合

- 視覚障害、または聴覚障害によって身体障害者手帳を所持している方
- 身体障害者手帳が1級、または2級の方
- 療育手帳が㉔、またはAの方
- 精神障害者保健福祉手帳が1級の方

《申請方法》

市で証明を受けた免除申請書をNHKに提出
※免除事由が変更(課税状況、転居、障害程度の変更、契約者の変更等)した際も申請が必要です。

☎ 社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡
☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

被爆二世健康診断を実施します

《対象者》

広島県内に居住し、両親のいずれかが原子爆弾被爆者の方で以下のいずれかに該当する方

- 広島被爆…昭和21年6月1日以降に生まれた方
- 長崎被爆…昭和21年6月4日以降に生まれた方

《申請方法》

健康長寿課健康推進係、または各支所窓口係に用意してある専用の申込はがきに必要な事項を記入し、広島県庁の被爆者支援課へ申し込んでください。
※広島県のホームページからも申し込めます。

《申込期限》

令和3年1月31日(日) ※消印有効

《実施期間》

令和3年2月28日(日)まで

《検査費用》

無料
詳しくは健康長寿課健康推進係、または各支所にあるリーフレット「令和2年度被爆二世健診のお知らせ」をご覧ください。

☎ 健康長寿課 健康推進係 担当:丸飯
☎・お太助フォン 42-5633 📠 47-1282

制度に関するお知らせ

行政情報

重度心身障害者医療費助成制度 人工呼吸器等装着者の所得制限がなくなりました

! 重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障害がある方が受けた医療費の自己負担分の一部を助成する制度

《対象者》

- 身体障害者手帳1～3級の方
 - 療育手帳㉔、A、㉔の方
- ※本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。

■医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)
 - 入院…200円/日(医療機関ごとに月14日まで)
- ※現在重度心身障害者医療資格認定を受けている方の受給者証の有効期限は7月31日です。8月以降の資格認定は自動更新ですので、該当の方へ7月中旬に受給者証を送付します。

■所得制限緩和

人工呼吸器などを常時装着している方は、4月から所得制限がなくなりました。

《対象者》※以下のすべてに該当する方

- 所得制限のため重度心身障害者医療費助成制度の受給対象外の方
- 人工呼吸器等装着者で、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、日常生活動作が著しく制限されている方

《申請窓口》

保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係
《申請時必要書類等》

- 健康保険証
 - 身体障害者手帳
 - 印鑑
 - 常に人工呼吸器等を装着していることが確認できる書類(常時人工呼吸器等装着証明書^{*1}など)
- ※1…証明書は主治医に記入してもらう必要があります。
様式は申請窓口にあります。

☎ 保険医療課 医療保険年金係 担当:三宅
☎・お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

公営住宅の入居者を募集します

種類	若者用単身マンション	市営住宅
公募期間	7月6日(月)～7月20日(月)	
住宅名	虹のマンション 1棟8号室	甲田町緑ヶ丘住宅 1棟1号室
所在地	高宮町佐々部531番地6	甲田町下小原85番地
家賃(月額)	28,400円	14,900円～29,300円
間取り	ワンルーム	木造二階建 3DK
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね18歳から30歳まで ・単身世帯 ※貸付期間は満40歳となった後に最初に到来する3月末まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限(上限)あり

※入居希望者多数の場合は抽選

☎ 住宅政策課 住宅係 担当:岩本
☎・お太助フォン 47-1202 📠 47-1206

「広報あきたかた」について ご意見をお寄せください

アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2. 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3. 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

受付

メールもしくは、本庁・支所へ設置してありますアンケート用紙にご記入いただき、広報ご意見ポストへ投函ください。

総務課 秘書広報室
✉ hisyokouhou@city.akitakata.jp